

# 令和7年度多摩市社会福祉協議会 ボランティア活動等振興助成金の交付までの流れについて

## 【申込みについて】

○助成金申請団体は、4月1日(火)～4月25日(金)までに下記①～④を多摩ボラセンに提出する。

- ① 申請書(第1号様式)
- ② 計画書
- ③ 事業に関する広報紙・チラシ等内容の分かる書類
- ④ カタログもしくは見積書(備品を購入する場合)
- ⑤ その他多摩市社会福祉協議会会長が必要と認める書類(指示があった場合)

※ 助成対象団体は、令和7年度団体登録申請団体に限る。

※ 助成対象は当該年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の事業に限る。

※ 指示があった場合は⑤も提出する。

## 【提出方法について】

### 【審査について】

○多摩ボラセンは、提出された申請書は5月中旬多摩ボラセン審査会・運営委員会で審査する。



6月上旬～中旬多摩市社会福祉協議会会長にて交付決定

### 【交付・不交付決定通知書の送付について】

○多摩ボラセンは、下記①又は②を団体へ送る。

- ① 交付決定通知書(第2号様式)
  - 交付請求書
  - 助成金報告書(第8号様式)
- ② 不交付時は不交付決定通知書(第3号様式)

### 【交付決定通知書が届いたら】

○交付決定団体は交付請求書と通帳のコピーを多摩ボラセンに提出する。



多摩ボラセンは、各団体からの交付請求書の提出を受け、助成金を交付する。

### 【報告書の提出について】

○交付決定団体は、事業終了後に下記①～④を多摩ボラセンに提出する。

- ① 助成金報告書(第8号様式)
- ② 領収書一式(原本)を任意の用紙に支出項目別に見えるように貼付
- ③ カタログや説明書など(備品購入の場合)
- ④ 事業に関する広報紙やチラシ・写真

### 【助成金交付内容に変更が生じたら】

○交付決定通知書を受けた団体が事業内容等を変更しようとする場合は①を提出する

- ① 助成金変更承認申請書(第4号様式)



多摩ボラセンは、申請書の提出を受け、変更承認通知書(第5号様式)又は変更不承認通知書(第6号様式)を交付する

### ●提出・問合せ先

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会

多摩ボランティア・市民活動支援センター ボランティア担当

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階

☎ 042-373-6611 FAX 042-373-6629